２０２１年8月４日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

長野県保険医協会
会　長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症に伴う診療報酬上の特例的対応の延長を求める要請書

新型コロナウイルス感染症対策に対するご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の新規患者数が全国各地で増加し、８月２日には東京都と沖縄県に出されていた緊急事態宣言について埼玉、千葉、神奈川、大阪の４府県が追加されました。

こうした状況の中で新型コロナウイルス感染症の治療を担う医療機関での病床逼迫が懸念されるとともに、日常診療にあたる病院や医科・歯科診療所においても、一層の感染拡大防止対策が求められるところです。

現在、診療報酬の特例的な対応として初・再診料等への外来等感染症対策実施加算、入院料への入院感染症対策実施加算、乳幼児感染予防策加算がもうけられていますが、この措置は本年９月末までとされ、10 月以降の取り扱いについては現時点では示されていません。

医療機関では、従来行っていた感染予防策に加え、患者の診療等に対して感染予防策の徹底及び施設整備や施設の運用の変更が求められていますが、前述のとおり感染症は終息どころか拡大を続けており、本特例は当面継続することが必要不可欠です。

これまで低医療費政策のもとで初・再診料をはじめ、診療報酬は低く抑えられ、医療機関の経営は厳しい状況に置かれてきました。こうした中で新型コロナウイルス感染拡大により、医療機関では感染防止対策にかかる追加費用の発生、受診抑制による患者数の減少などにより経営状況は悪化しています。一方、これまでの政府の医療機関への損失補填・財政支援には極めて不十分といえます。

つきましては、下記事項を要望します。

一、外来等感染症対策実施加算、入院感染症対策実施加算及び乳幼児感染予防策加算について、来年３月末まで現行の取り扱いで継続すること